

中小企業等融資制度一覽

(平成29年4月1日現在)最新版

平成29年度(2017)年度
中小企業向け

※金利等融資条件は、経済状況などによって変わる事があります。

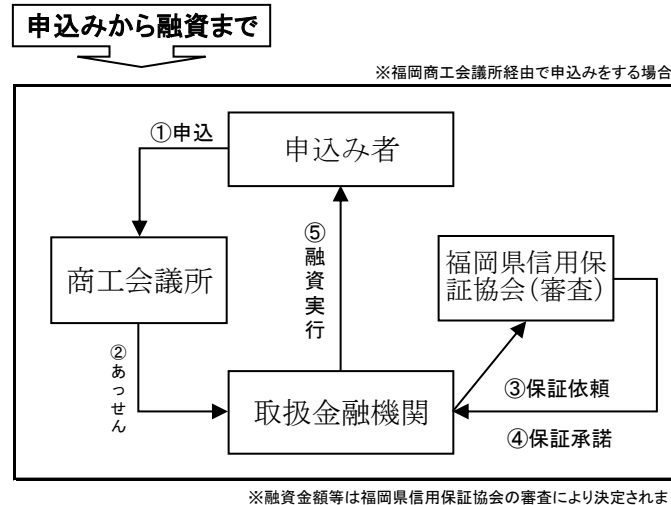
項目	制度	融資の種類	対象	資金用途※1	限度額	利率(%)	保証利率※2	融資期間	保証人	担保			
一般資金	日本政策金融公庫	普通貸付	事業を営んでいる方	運転資金 設備資金	4,800万円	一般資金 担保付の場合 1.16~2.35	—	運転5年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて			
		小規模事業者経営改善資金 (マルケイ資金)	事業歴が1年以上、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者で 商工会議所の経営指導を6ヶ月前から受けている方		7,200万円	無担保の場合 1.81~2.4 担保付の場合 1.16~2.35		特定設備20年以内(据置2年以内)					
	福岡県	①小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者		2,000万円	1.16		0.25~1.62			10年以内(据置2年以内)	不要	不要
			小口零細企業保証型		事業を営んでいる方で、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 当該申込を含め保証協会の保証付融資残高が1,250万円以下の者 ※NPO法人の場合、一部対象外	1,250万円							
	福岡市	②小口事業資金	中小企業者等		1億円	1.5		0.36~1.66			5年以内(据置1年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて
	福岡市	③商工業振興資金	中小企業者等		3,000万円	1.7					5年超10年以内(据置2年以内)		
	福岡県	④短期運転資金	短期運転資金		県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	1億円		1.4			0.25~1.67	1年以内(据置1年以内)	必要に 応じて
			⑤長期経営安定資金					1.4				1年以内	
			⑤長期経営安定資金					1.5				5年以内	
	事業を始める方	日本政策金融公庫	新規開業資金		新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金		7,200万円 (うち運転資金4,800万円)			無担保の場合 1.81~2.1 (基準利率の場合) 担保付の場合 1.16~2.05 (基準利率の場合)	—	運転5年以内(据置6ヶ月以内) (特に必要な場合は7年以内 据置1年以内) 設備15年以内(据置3年以内) (特に必要な場合は20年以内)
保証人特例 (新創業融資 制度)				次の(1)~(2)のすべてに該当している方 (1)新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方で次のいずれかに 該当する方 ①雇用の創出を伴う事業を始める方 ②技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 ③現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で継続して6年以上、または同じ業種の企業 に通算して6年以上お勤めの方 ④大学等で習得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務し、その職種と密 接に関連した業種の事業を始める方 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 ⑥地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 ⑨既に事業を始めている方は、事業開始時に①~⑧に該当した方 (2)事業開始前、または事業開始後税務申告を終えていない場合は、創業資金の1/10以上を 確認できる方	3,000万円 (うち運転資金は1,500万円)		2.16~2.75 (基準利率の場合)	運転5年以内(据置1年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備15年以内(据置2年以内) (特に必要な場合は20年以内)	不要 (法人の代表者の 方が保証人となる 場合は、利率が 0.1%低減されま す。)				
福岡県		⑥中小企業経営力強化資金	次のすべてに当てはまる方 (1)経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開 拓(新規開業をしようとする場合を含む。)を行おうとする方 (2)自ら事業計画の策定を行い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定める認 定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 1.81~2.4 (基準利率の場合) 担保付の場合 1.16~2.35 (基準利率の場合)	—	運転7年以内(据置2年以内) (特に必要な場合は7年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて				
			2000万円の範囲で無担保・ 無保証人の利用が可能 (利率は2.01~2.3)	女性又は30歳未満かつ55歳 以上の方で、開業又は開 業後7年以内の方 (利率は1.91~2.2)	設備20年以内(据置2年以内)								
福岡県		⑥新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業1年未満の者を含む) ①勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者 ②特許等の技術、法律に基づく資格を生かし、創業する者 ※NPO法人の場合、一部対象外	1,500万円	運転資金 設備資金	①創業前の個人は自己資金 の範囲内 ②左記①~②に該当する者 は、必要資金の2/3以内	1.3	0	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	不要		
			シニア創業特別特 支援創業型	55歳以上の方		500万円	1.2						
			認定特定創業支援事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外	1,500万円		1.2							
福岡市		⑦創業支援 資金	分社化資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を 設立される方(新会社で事業を開始してから2年以内の方を含む)	運転資金 設備資金	2,500万円	1.3	0.81	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	不要		
			スタートアップ資金	市内において新たに事業を開始される方、または開業後2年以内の方		※3 2,500万円 (創業前は1,000万円)						1.2	
福岡県		⑧経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき地域産業資源活用事業 計画の認定を受けた者 ④FVMプレゼンテーション企業、ISOシリーズの取得を図る企業 ⑤1年以内に常用雇用者を1名以上雇用する計画を有する者 ※NPO法人の場合は、②及び③は対象外	1億円	運転資金 設備資金	1.4	0.25~1.62	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて			
	成長企業支援型 地域連携支援型		福岡県中小企業技術・経営力評価制度又は(旧)フコカ成長企業評価制度を利用した者 地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの	1億円 (①~⑤とは別枠)		1.1							
	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で、ア~カのいずれかに該当する方 ア. 市の政策的な支援を受けて事業の成長を図る方 イ. 法律に基づく事業計画の承認又は認定を受けた事業活動を行う方 ウ. 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善、事業転換、多角化、事業拡大に向 けた新たな投資、事業承継など、経営基盤の強化を目指した計画的な取り組みを行う方 エ. 国の補助金の採択を受けて事業の拡大等に取り組む方 ※8 オ. 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方 カ. 中小企業で経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けて事業承継を行 う方		2億8,000万円	1.3		0.33~1.81					運転5年超10年以内 設備5年超15年以内 (据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて
事業(業種)転換・ 多角化資金	現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる 事業を新たに行うための資金が必要な方	5,000万円	1.4	0.33~1.56	7年以内(1年以内)								

融資のしおり

申込みいただける方
ご利用には次の要件を満たす必要があります。

1. 事業を営んでいる中小企業者(個人、法人)であり、保証対象業種であること
2. 許認可等を必要とする業種は、許認可を受けていること
3. 市県民税等、税に係る徴収金に滞納がないこと
4. 銀行取引停止処分中ではなく、取引停止から2年を経過していること(第1回目の不渡後6ヶ月を経過している者もを含む)
5. 日本政策金融公庫及び保証協会との関係で事故(求償権行使中・延滞中)がないこと
6. 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること

※融資金の種類によっては(一定期間の業歴が必要等)別に資格要件を定めています。



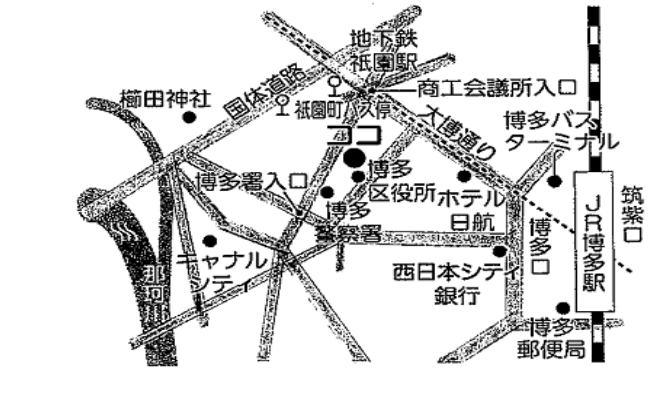
融資のお申込み、お問い合わせは

★福岡商工会議所 経営相談本部

- 地域支援部 東・博多・南区担当G TEL 441-2161 FAX 482-1523
- 中央区・城南区・西区担当G TEL 441-2162 FAX 482-1523
- 経営支援・政策G TEL 441-1146 FAX 482-1523
- 商業・雇用支援G TEL 441-2169 FAX 441-5706

〒812-8505
福岡市博多区博多駅前2-9-28
JR博多駅 博多口より 徒歩約10分
地下鉄祇園駅 5番出口より 徒歩約5分
博多警察署・博多区役所となり

▼敷地内立体駐車場
警備員常駐。土日営業しています。
○駐車料金 30分 100円(5時間を越えた分は、1時間 100円)
○営業時間 7:00~22:00 (365日営業)
○収容台数 102台
立体駐車場のため、全長5m、車幅1.85m、車高1.55m、車重1.9t以下の車対象です。



経済対策資金	福岡県	⑩ 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者	運転資金 設備資金	1億円	融資対象①～⑤、 ⑦ 1.3 融資対象⑥ 1.4	0.25～1.62	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて
			経営改善支援型	⑧経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取組み、その実行と進捗を金融機関に報告する者	(設備は融 資対象②④ ⑧の場合の み)	5,000万円 (①～⑦とは別枠)	1.1			
	福岡市	⑪ 経営安定 化特別資 金	一般枠	ア. 最近3ヶ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ. 最近3ヶ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ. 取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方 など	運転資金 設備資金	1億円	1.3	0.23～1.3	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要
		特別枠	セーフティネット保証の認定を受けた方		1億円	1.3	0.4			

政策的資金	福岡市	⑫ ワールドビジネス振興資金	ア. 輸出入の決済資金が必要な方 イ. 海外支店等の開設資金が必要な方 ウ. 直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方 エ. 海外向け製品・商品の開発・製造資金が必要な方 オ. 海外市場又は国内市場(海外製品や商品の販売)での市場開拓資金が必要な方	運転資金 設備資金	1億円	1	必要に応じて 保証に付する (付保の場合 0.23～1.3%) ※4	1年以内(据置1年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に 応じて			
			⑬ 災害復旧 特別資金		一般枠	災害・風水害等の災害により、市内で損害を受けた方		5,000万円			1.3	0.23～1.3	1年超5年以内 (据置1年以内)
					特例枠	激甚災害の指定・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方					0.9	0	5年超10年以内 (据置2年以内)
		⑭ 環境・エネルギー対応資金		ア. 新エネルギー又は省エネルギー設備を導入する方 イ. 低公害車を導入する方	1億円	1.1	0.33～1.56	10年以内(据置2年以内)					
		⑮ 設備対応資金		事業活動に必要な設備を導入される方	設備資金	2億8,000万円	1.3	0.33～1.56			10年以内(据置2年以内)		
						1.5	10年超15年以内(据置2年以内)						
⑯ ^{※7} (商工業振興資金) 継続型バックアップ資金		1期以上の決算(個人の場合は確定申告)を行っている方	運転資金	※9 1,000万円	1.1	0.36～1.31	※10 1年以内(一括返済)						

福岡市・福岡県の融資制度取扱金融機関一覧

取扱金融機関	取扱資金No.	
	福岡県	福岡市
福岡銀行	①④⑤⑥⑧⑩	②③⑦⑨⑪⑫⑭
西日本シティ銀行	↑	↑
福岡中央銀行	↑	↑
筑邦銀行	↑	↑
佐賀銀行	↑	↑
十八銀行	↑	↑
親和銀行	↑	↑
三菱東京UFJ銀行	—	↑
三井住友銀行	—	↑
みずほ銀行	—	↑
北九州銀行	①④⑤⑥⑧⑩	↑
福岡信用金庫	↑	↑
遠賀信用金庫	↑	↑
飯塚信用金庫	↑	↑
福岡ひびき信用金庫	↑	↑
田川信用金庫	↑	—
筑後信用金庫	↑	—
大牟田柳川信用金庫	↑	—
大川信用金庫	↑	—
福岡県中央信用組合	↑	②③⑦⑨⑪⑫⑭
とびうめ信用組合	↑	↑
福岡県南部信用組合	↑	—
福岡県医師信用組合	④⑤⑥⑧	—
横浜幸銀信用組合	①④⑤⑥⑧	—
福岡市農業共同組合	—	②③⑦⑨⑪⑫⑭
福岡市東部農業共同組合	—	↑
商工組合中央金庫	④⑤⑥⑧⑩	③⑦⑨⑪⑫⑭

- ① 福岡県 小規模事業者振興資金
- ② 福岡市 小口事業資金
- ③ 福岡市 商工振興資金
- ④ 福岡県 短期運転資金
- ⑤ 福岡県 長期経営安定資金
- ⑥ 福岡県 新規創業資金
- ⑦ 福岡市 創業支援資金
- ⑧ 福岡県 経営革新支援資金
- ⑨ 福岡市 新事業開拓資金
- ⑩ 福岡県 緊急経済対策資金
- ⑪ 福岡市 経営安定化特別資金
- ⑫ 福岡市 ワールドビジネス振興資金
- ⑬ 福岡市 災害復旧特別資金
- ⑭ 福岡市 環境・エネルギー対応資金
- ⑮ 福岡市 設備対応資金

※⑨はステップアップ資金のうち、要件ウでの申込で、認定経営革新等支援機関が指定金融機関であるものが申込みが可能。
 ※⑥は左記の以外に肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・西京銀行・佐賀共栄銀行・伊予銀行・広島銀行・大分銀行・豊和銀行も取扱ができます。
 ※福岡市制度融資の取扱金融機関は福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、糸島市、福津市、糟屋郡、筑紫郡の支店です。

中小企業者の定義

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業・運輸業 建設業・不動産業等	以下 3億円	以下 300人	以下 20人
卸売業	1億円	100人	5人
サービス業	5,000万円	100人	
小売業	5,000万円	50人	

※中小企業者とは、資本金か従業員のうちどちらか一方の条件を満たしている企業です。
 ※個人企業の従業員数は、経営者及び経営者と生活を共にする専従者を除きます。
 ※政令で定められた特例業種(ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業、宿泊業、娯楽業)については、左記の定義と異なり対象が拡大されておりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

申込みに必要な書類

<p>1. 借入申込書等</p> <p>2. 税務証明書 ①個人市県民税または法人市民税の納税証明書 ②市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書</p> <p>3. その他 (1) 設備資金は「見積書」、「カタログ」、「平面図」 (2) 許認可業種は「許認可証の写」 (3) 建設業、測量業、設計業は「受注工事明細」 (4) 法人は「履歴事項全部証明(商業登記簿謄本)」「定款の写」 (上記2つは未提出の場合及び提出分に変更がある場合) 個人は「確定申告書の写(原則2期分)」 (5) 申込者及び連帯保証人の「印鑑証明書の写」</p> <p>4. 資金によっては別に必要な書類を定めています。</p> <p>※金融機関、福岡県信用保証協会において、金融調査及び信用保証調査を行うとき上記の他に「帳簿」等の提出を求められる場合があります。</p>
--

- (※1) ②③⑫⑭の設備資金については市外の設備資金での申込みも可能です。但し、市内から市外へ移転するための資金を除きます。
- (※2) 保証料率は経営状況等に応じて適用されます。また別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは福岡県信用保証協会へお問い合わせ下さい。
- (※3) 産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援事業を受けた方は3,000万円(創業前は1,500万円)となります。
- (※4) 根保証については、(短)の1年以内は手形貸付根保証の利用が可能です。詳しくは福岡県信用保証協会へお問い合わせ下さい。
- (※5) 創業後で決算申告済みの方は最高で1.76%となる場合があります。
- (※6) 担保を供することが借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定することができます。
- (※7) 1中小企業者1口限りの利用となります。また、既存の借入金(保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等)の借換には利用できません。
- (※8) 対象となる補助金については、福岡市経営支援課(092-441-2171)にお尋ね下さい。
- (※9) 直近決算(確定申告)の平均月商が2倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の2倍が上限となります。
- (※10) 2回までの更新(同資金で同額(又は減額)での借換)により最長3年間の継続利用が可能。但し、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。更新手続きは新規申込と同様、審査が行われます。
- (※11) 個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が女性である場合が対象となります。